

# 国際標準化アクションプラン(総論) ～国際標準化戦略目標の達成に向けた実行～

平成19年6月19日  
日本工業標準調査会標準部会

## はじめに

日本工業標準調査会(JISC)は、平成9年の「今後の我が国の国際標準政策の在り方」に始まり、至近では、平成16年6月に「国際標準化活動基盤強化アクションプラン」をとりまとめ、我が国における国際標準化活動の推進のための方針と種々の施策を提示してきた。

平成18年は、我が国が国際標準化活動に参加して100年を迎えるという節目の年であり、平成18年7月に、「豊かで強く魅力ある日本経済」の実現を目指して政府が策定した「経済成長戦略大綱」において、生産性向上を支える「ワザ」として戦略的な国際標準化が取り上げられ、12月には、知的財産戦略本部が「国際標準総合戦略」を策定するなど、国際標準化の取組の重要性に関する政府全体としての認識が高まっている。

経済産業省においても、平成18年11月29日、「国際標準化戦略目標」を発表し、我が国がより多くの国際標準を獲得していくため、①国際標準提案を積極的に行っていくこと、②ISO・IECの関係委員会において我が国の発言力を高めることが重要であるとし、このため、2015年までに欧米諸国に比肩しうよう、国際標準化を戦略的に推進し、(1)国際標準の提案件数を倍増し、(2)欧米並みの幹事国引受数を実現することを目標として掲げている。

JISCは、これらの動向や現行の「国際標準化活動基盤強化アクションプラン」の進捗状況を踏まえ、さらなる国際標準化活動の強化に向けた取組について検討し、今般、新たに「国際標準化アクションプラン」を策定した。JISCとしては、直ちに本プランを実行に移すほか、政府、(財)日本規格協会(JSA)、産業界等の関係当事者がそれぞれの取組に速やかに着手することを期待する。

## 第1章：国際標準化活動に係る各当事者の取組と期待される役割

現行の「国際標準化活動基盤強化アクションプラン」では、産業界、企業、国内審議団体、JSA、政府、JISC、独立行政法人等、大学の各当事者に期待される役割とアクションについて整理が行われた。

本章では、「製品の競争力強化のための標準化活動の主たる担い手は産業界であり、政府は民間の活動への支援や、人材育成、公共福祉分野の標準化を推進する。」という基本的考え方のもと、当事者別に、現行のアクションプランに対する取組状況をレビューするとともに、「国際標準化戦略目標」を実現していくにあたって期待される役割を以下のとおり定める。

### (1) 産業界((社)日本経済団体連合会(日本経団連)、業界関連団体等)、企業の取組と期待される役割

#### ① 産業界の取組と期待される役割

国際標準化活動の経済的効果等に関するシンポジウムの国との共同開催、「知的財産推進計画2007」への提言などの日本経済団体連合会の活動が行われているほか、一部の工業会においてはISOの新たなTC/SC設立を主導する動きが見られるなど、一定の前進が見られる。

しかしながら、産業界自らの行う啓発活動、企業の取組事例に係る情報収集・提供などについてはあまり進展しておらず、また、平成16年1月に日本経団連が発表した「戦略的な国際標準化の推進に関する提言」の実施状況も明らかではない。

今後、日本経済団体連合会や業界関連団体においては、各々に期待される国際標準化活動を推進するためのアクションプランを各産業界の特性に応じて自らが策定し、実施していくことが求められる。また、JSAに設置された「国際標準化支援センター」とのさらなる連携の強化が期待される。

#### ② 企業の取組と期待される役割

いくつかの企業においては、国際標準化担当部署の設置、知的財産部門と標準化部門の連携強化などの動きが見られるものの、総体として企業の取組は緒についたばかりと言える。この背景には、ISO・IEC等デジュール標準の経営戦略上の重要性に対する認識不足、デジュール標準化活動は国が中心となって行うべきものという認識、標準化活動は経営とは切り離された現場の問題であるとの認識など、企業経営層や第一線管理者の国際標準化活動に関する認識に問題がある可能性がある。

このため、企業経営層や第一線管理者の意識改革を進め、企業における国

国際標準化活動の積極的推進の基盤となる組織的な取組を強化していくことが求められる。

## (2) 大学・学会の取組と期待される役割

国際標準化活動においては、大学・学会関係者も一定の役割を果たしている。具体的には、研究成果の国際標準化に加え、学会による国際幹事・国内審議団体の引き受けや、大学教官によるISO・IECの国際議長や国内対策委員会の委員長としての活動などが挙げられる。また、政府・JSAが開発した教材を用いた大学における標準化教育や、経営・経済系の研究者による標準化に関する研究についても、一定の成果が出つつある。

今後は、こうした活動を継続するとともに、特に大学当局において、国際標準化活動を研究業績として評価し若手の研究者の参加を促すなどさらなる取組の強化が期待される。

## (3) (財)日本規格協会(JSA)の取組と期待される役割

JSAは、平成17年4月に新たに「国際標準化支援センター」を設置し、自らの人的・資金的資源を投入し、国際会議出席旅費支援など国際標準提案・審議に向けた支援、国際幹事コーディネーション制度など国際幹事引受けに向けた支援、横断的分野等でのJSA自身による国際幹事の引き受け、国際標準化活動に関する人材育成と情報収集・提供などを行ってきており、我が国の国際標準化活動の活性化に向けて、一定の成果を挙げている。

また、JSAでは、平成18年11月に「今後のJSAの国際標準化支援活動のあり方」をとりまとめ、1)我が国の産業界が効果的に国際標準化に取り組むことができるようになるためのインフラの整備と専門的情報提供サービス、及び2)これら活動の実施能力を高めるためのネットワーク構築や人材育成、に注力していくこととしている。

今後は、こうした方向性のもと、自ら必要な人的・資金的資源を投入しつつ、我が国のISO・IECにおける国際標準化活動を総合的かつ一体的に支援すべく、国際標準化支援活動を引き続きJSAの主要業務の一つとして位置づけ、さらなる支援体制の整備を図っていくことが期待される。

## (4) 独立行政法人の取組と期待される役割

### ① (独)産業技術総合研究所(AIST)の取組と期待される役割

AISTは、平成13年に工業標準部を設置し、平成15年に「産総研工業標準化

ポリシー」を策定した。同ポリシーに基づき、平成18年よりナノテクノロジーに関するISO/TC229の計測・計量WGのコンビナーをAISTの研究者が務めているなど、AISTの研究者が国際幹事の引き受けを積極的に行っている。また、平成19年に設置された「新燃料自動車技術研究センター」において、研究開発成果の迅速な国際標準化を推進するなど、研究開発と標準化の一体的推進を図っている。これらの成果は、平成17年度より「工業標準化研究開発 進捗総覧」として取りまとめ公表している。

今後は、これまでの取組を着実に進展させるとともに、我が国の産業競争力の強化、社会ニーズの観点から必要となる国際標準化のシーズ発掘と支援体制の強化を進め、国際標準の提案件数や国際幹事引き受け数の増加を図っていくことが期待される。

## ②(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の取組と期待される役割

NEDOは従来、主にNEDO研究開発プロジェクト終了後にその成果を国際標準化する取組(「フォローアップ」)を進めてきたが、平成19年1月以降、研究開発プロジェクト実施と同時並行的に国際標準化の研究開発を推進していくことをNEDOにおけるプロジェクト推進の原則的な方針とした。なお、既に実施中のプロジェクトにおける国際標準化の必要性は、中間評価等の節目において検討し、その結果をプロジェクトに反映させることを明確にしている。

この結果、NEDO研究開発プロジェクトの基本計画・実施方針の中に国際標準化がビルトインされた件数は平成18年度には7件であったが、平成19年度には22件に拡大するなど、一定の成果が出始めている。例えば、エネルギー・環境関連分野の「水素社会構築共通基盤整備」、バイオテクノロジー分野の「再生医療の早期実用化を目指した評価技術研究」などの研究開発プロジェクトにおいて、基本計画への国際標準化のビルトインが行われている。

今後は、NEDO内における研究開発プロジェクトのマネジメントにおいて国際標準化に係る知見・ノウハウを引き続き取り入れ、我が国の産業競争力の強化等に資するものについて、研究開発プロジェクトへの国際標準化活動のビルトインをさらに進めていくことが期待される。

## ③(独)製品評価技術基盤機構(NITE)の取組と期待される役割

NITEは、平成16年に標準化センターを設置し、NITEにおける標準化事業を一体的に推進する体制を整備した。平成17年には、高齢者・障害者対応等の分野における標準化、製品の安全確保のための標準化、人間特性に係る技術的データ等の提供を大きな柱とした「NITE標準化戦略」を策定した。同戦略を踏まえ、ISO/TC159(人間工学)などの分野において国際幹事やWGコンビナーの

引き受けを行うなど、着実に成果を上げている。

こうした分野の標準化は国際貢献の観点からも重要性の高いものであり、今後も、NITEの標準化センターは、人材育成を図りつつ、特に福祉用具など高齢者・障害者分野の国際標準化活動の我が国における中核的な機関として、国際標準提案や国際幹事の引き受けなどに積極的に取り組むことが期待される。具体的には、平成18年に策定された「福祉用具標準化体系案」に基づいて開発する規格を国際標準として提案するなどの活動が期待される。

## (5) 政府の取組と期待される役割

政府は、国際標準原案作成のための調査・研究費、国際会議出席旅費、人材育成事業費などの財政的な支援を行うとともに、基盤的分野や、環境、安全、高齢者・障害者への対応など市場原理の働きにくい分野の国際標準化を推進している。また、AISTやNEDOとも連携しつつ、研究開発と一体となった国際標準化に向けた取組を進めてきている。普及・啓発活動としては、平成18年11月29日に甘利経済産業大臣が産業界の代表を招いて「国際標準化官民戦略会議」を開催し、国際標準化の重要性について直接対話を行った。同様に、平成17年度以降、企業経営層や第一線管理者を対象としたシンポジウムを毎年、日本経団連と共催で開催している。この他、一般の消費者等を対象とした「国際標準化100周年記念事業」などの広報事業や、標準化に貢献のあった専門家や団体への経済産業大臣表彰を実施してきている。さらに、対外的には、WTO、APEC、ASEMなどにおける政府ベースでの標準化に関連する国際会合への対応を実施している。

以上のような一連の施策が展開されてきたものの、我が国のISO・IECへの参画状況は、依然として自国の経済力に見合っているとは言い難い水準にあり、政府には、企業経営者等の意識改革、国際標準の提案に向けた重点的な支援強化、標準専門家の育成などの重要課題への取組を抜本的に強化していくことが求められる。

## (6) 日本工業標準調査会(JISC)の取組と期待される役割

JISCは、現行の「国際標準化活動基盤強化アクションプラン」に基づく分野別のアクションプランを平成17年度、18年度にローリングし、各分野における国際標準化活動への戦略的取組を推進してきた。

また、我が国の国家標準化機関(NSB)としての立場から、対外的に、ISO・IECにおける上層委員会等への対応、PASC(アジア太平洋地域標準化会議)への積極的な参画、ANSI(米国規格協会)・KATS(韓国技術標準院)との協力、SAC(中国国家標準化管理委員会)との情報交換、日中韓標準化協力会合への参加、

CENELEC(欧州電気標準化委員会)－JISC間の覚書の締結などを通じて、多くの地域における標準化機関との協力関係の維持・強化に努めてきている。また、国内においては、新しい分野の国際標準化活動についての関係者への情報提供や、消費者の標準化活動への参画促進を図るための取組なども実施している。さらに、標準化における知的財産権の取扱いに関する課題の検討について政府と一体として取り組んできており、JISCからWSC(世界標準協力)への積極的な働きかけを受け、平成18年3月にISO・IEC・ITU(国際電気通信連合)3機関共通のpatentポリシーが発効され、実施のためのガイドラインが平成19年3月1日付けで発効された。

JISCとしては、現行のアクションプランに基づく各当事者の取組を評価しつつも、我が国の国際標準化活動を欧米諸国に比肩しうる水準へとさらに高める必要があることから、新たに本アクションプランを策定し、我が国全体としての国際標準化活動の活性化を図っていくこととする。

## (7) 共通的な取組

### ①国内審議団体、JSA、政府・JISC間の連携強化

国内審議団体は、前回のアクションプランへのフォローアップ調査などを通じて自らの活動状況の検証を行い、政府・JISCへの情報提供やフィードバックを行ってきている。

しかしながら、我が国として国際標準化に迅速かつ効果的に対処していくためには、こうした調査等の機会に限らないコミュニケーションの緊密化が必要であり、必要な支援や対策を講じていくことを念頭に、関係する当事者間で情報共有を図っていくことが期待される。また、効率的に標準化活動を行うという観点から、ISO・IECの国内審議団体とJISの規格原案作成団体との一体化が引き続き進められることが期待される。

### ②国内審議団体による取組の活性化と各種支援ツールの有効活用

本アクションプランの作成に先立って、TC/SC別に国内審議団体が自らの国際標準化活動の取組状況を評価したところ、ほぼ必ず国際会議に出席しているTC/SCが約59%、すべての提案に対して積極的に回答しているTC/SCが約70%との結果を得られたものの、我が国からの国際標準の提案や国際幹事の引き受けについては、いまだ欧米の主要国の水準には達していないことも事実である。

このため、「国際標準化戦略目標」の達成に向けて、今後も引き続き、政府・JISC・JSAにおいてさらなる支援ニーズの発掘とそれを踏まえた支援強化に努め

ていくとともに、国内審議団体において各種支援ツールの有効活用を図っていくことが期待される。

### ③専門家の育成と活用

これまで、国際標準化活動に携わる関係者に対しては、JSA国際標準化支援センターを通じ、ISO・IECに関する基本的事項やITシステムなどを対象とした研修を提供している。

今後は、こうした研修の拡充・体系化を進め、個別の国際標準の作成を担う専門家と、国際幹事などの立場からTC・SCなどにおいてリーダーシップを発揮することができる専門家を、それぞれ育成していくことが必要である。前者についてはISO・IECでの標準作成方法などの実務的な知見を、後者については会議運営のルールなどの各種ノウハウ・スキルを体系的に習得していく必要がある。特に、専門家の高齢化を踏まえ、これに代わる若手の専門家を育成するとともに、経験豊富な企業OBや、大学・学会関係者についても、その知見を有効活用していくことが期待される。

### ④アジア太平洋地域等との連携強化

ISO・IECにおいては参加国の投票により国際標準が策定されていることから、戦略的な仲間作りが必須のものとなっている。このため、各当事者においては、経済成長が著しく我が国との経済的な結びつきの強いアジア太平洋地域等における連携を深め、国際標準の策定の場において積極的に貢献していくことが期待される。

## 第2章：国際標準化戦略目標の達成に向けたアクション

第1章においては、現行の「国際標準化活動基盤強化アクションプラン」の実施状況についてレビューするとともに、国際標準化活動に係る各当事者の取組と期待される役割を定めた。第2章においては、「国際標準化戦略目標」の着実な達成に向けたアクションを、JISCとして以下のように定める。これらのアクションを、産官学が連携して取り組んでいくことが重要である。

### 1. 取組方針及びアクション項目

「国際標準化戦略目標」における5つの取組方針に基づき、各当事者（産業界・企業、大学・学会、JSA、独立行政法人、政府、JISC等）は、以下に掲げる具体的なアクションを実施していくことが求められる。

#### 【取組方針1】企業経営者等の意識改革

##### (1) 企業経営層・工業会との直接対話

- 政府は、企業経営層・工業会との直接対話を実施し、国際標準化の重要性の認識に関して経営者の自らの意識改革を促す。

##### (2) 企業における取組体制の強化

- 企業は国際標準化の重要性について意識改革を進めるとともに、①経営に直結した標準化部門の設置、②研究開発・知的財産・標準化部門の連携強化、③社内における標準担当者の適切な評価とバックアップ、長期的な配置・キャリアパスの設定、専門家の育成、等の体制強化に努める。

##### (3) 産業界毎のアクションプランの策定・実施

- 企業・工業会は、国際標準化を推進するための産業界毎の特性に応じたアクションプランを策定し実施する。

##### (4) 日本経団連の取組強化

- 日本経団連は、自らのアクションプランを実行に移すことを通じて、企業・工業会の国際標準化活動に関して、企業・工業会では対応できない横断的な課題等について取組の強化に努める。

##### (5) 国際標準化の活用ガイドライン・取組事例集の提供

- 政府は、企業・工業会にISO・IECにおけるデジュール標準を戦略的かつ主体的に獲得していく取組を促すため、ISO・IECの活動への企業の直接参加や、現地法人を通じた標準化活動、フォーラム標準やファストトラック制度の活用など多様な国際標準化手法の活用のメリット・デメリットに関す

るガイドラインを提供するとともに、国際標準が事業戦略・知財戦略に与える影響等をわかりやすく説明した国際標準化に関する取組事例集を作成し提供する。

- 企業・工業会は、個別分野における国際標準化への取組事例について、情報提供に努める。

#### **(6) 懇談会・シンポジウム等の開催**

- 政府は、我が国発の提案が国際標準として採用された場合に企業にもたらす経済的効果の分析など標準化の研究を引き続き実施し、企業経営者層・第一線管理者を対象とした懇談会、シンポジウム等を開催し、国際標準化活動の積極的参加への重要性について理解の増進を図る。
- JSAも、同様に普及・啓発活動を引き続き推進する。企業・工業会は、産業界独自での啓発活動に努める。

### **【取組方針2】国際標準の提案に向けた重点的な支援強化**

#### **(1) 国際標準化重点テーマ・重点TC/SCの選定**

- JISCは、後述の「2. 」に基づき、国際標準化重点テーマとそれらに対応する重点TC/SCを選定する。
- 政府は、JISCによる重点テーマとそれらに対応する重点TC/SCの選定を踏まえ、官民の資源配分の重点化を図る。その上で、各当事者は、国際標準化活動を計画的に推進する。

#### **(2) 国際標準提案に向けた支援強化**

- JSAは、政府と連携して、国際規格開発支援（国際会議出席のための旅費支援、国際回答原案審議のための会議費等の支援等）を強化するとともに、国際標準作成・提案のノウハウ・スキルを提供することにより、我が国のISO・IECにおける国際標準化活動に対する総合的かつ一体的な支援機能やインフラを整備する。
- 工業会・学会などの国内審議団体は、国際標準会議の日本開催に向けて積極的な誘致に努める。JSAは、政府と連携して、国際会議の日本開催に伴う専門的なサービスの提供や会議運営に係るノウハウの提供などの支援を実施する。

#### **(3) 幹事国引受等に向けた支援強化**

- JSAは、政府と連携して、国際幹事業務への支援（国際会議でのJSA職員による現場支援等）を強化するとともに、国際幹事向けの研修を充実させ、国際会議においてリーダーシップを発揮することのできる専門家の育成を強化する。
- JSAは、政府と連携して、国際幹事・議長・コンビナーによる交流会の活性

化を図り、ISO・IECの動向などの情報や知識・経験の共有を通じた幹事国業務の支援強化に努める。

- JSAは、横断的分野や特定技術分野において、政府と連携し、関係する国内審議団体等との適切な役割分担により、自身による国際幹事の引き受けの拡大とその前提としての国際標準化支援センター内における人材育成の強化を進める。

#### (4) 研究開発と標準化の一体的推進

##### ① 研究開発プロジェクトの評価における国際標準化の取り込み

- 政府は、国費による研究開発において、その成果の国際標準化が期待される分野については、研究開発プロジェクトの事前・中間・事後評価等における評価項目として国際標準化に関する取組を明確に位置づけていく。
- 企業・大学など民間の当事者も、同様の取組に努める。

##### ② 「技術戦略マップ」への国際標準化戦略シナリオの導入

- 政府は、産学官の研究開発の道筋を示した「技術戦略マップ」への国際標準化戦略シナリオの記載について積極的に取り組む。

##### ③ NEDOの取組強化

- NEDOは、過去の研究開発プロジェクト等から国際標準化に係るノウハウの蓄積・共有化を図るとともに、我が国の産業競争力の強化等に資するものについて、国際標準化に係る取組をマネジメントサイクルの中に取り込むなど、国際標準化活動のビルトインを着実に遂行するためのマネジメントの強化を行う。
- NEDOは、研究開発プロジェクト実施者を含むNEDO内外の関係者の国際標準化活動に対する理解を共有・深化させることにより、研究開発と国際標準化の一体的推進を進める。

##### ④ AISTの取組強化

- AISTは、AISTの工業標準化戦略(平成19年度版)に掲げた戦略課題領域(ナノテクノロジー、アクセシブルデザイン、ファインセラミックス、情報ミドルウェア、エネルギー・環境関連分野、バイオテクノロジー等先端技術開発分野)における研究開発と標準化の一体的推進に向けた取組を強化する。

##### ⑤ 大学等における国際標準化活動の促進

- 大学・学会は、国際標準化活動を積極的に推進し、特に関係する大学当局は、研究者が国際標準化に取り組む際に適切な評価と処遇を受けられるよう努める。

#### (5) 公共福祉分野の国際標準化の促進

- AIST・NITEは、アクセシブルデザインをはじめとした福祉・安全・環境など社会基盤の拡充と強化に寄与する公共福祉分野の国際標準化のうち、産業界だけのインセンティブでは進みにくいものについて、積極的に取り組む。

#### (6) 新しい分野の国際標準化への取組強化

- JISCは、社会的責任(SR)、セキュリティ、サービスなど新しい分野の標準化について、関係府省や日本経団連をはじめとする当事者に必要な情報を迅速に提供する。
- 関係する当事者は、こうした分野での議論において我が国の立場が反映されるよう、協力して取り組む。

#### (7) 消費者の参画増進

- 政府は、消費者の標準化活動への参画を増進するとの観点から、消費者団体と連携し、標準化の仕組みとそれへの参画に関する意義・必要性の理解を深めるため、セミナーの開催などを通じて消費者への情報提供を強化する。

#### (8) 国内審議団体と規格原案作成団体の一体化

- JISC・国内審議団体など関係する当事者は、ISO・IECの国内審議団体とJISの規格原案作成団体の一体化について引き続き務める。

#### (9) 国際標準における知的財産権の取扱いルールの普及

- JISCは、ISO・IEC・ITUの3機関において平成19年3月に共通化された標準技術に関する知的財産権の取扱いルール(パテントポリシー)について、国内審議団体など関係する当事者への普及と円滑な運用を図るため、説明会の開催、FAQ等の解説の作成・公表などを行う。
- 政府は、国内審議団体等の当事者の協力を得つつ、パテントポリシーの運用状況について情報収集を行う。問題点等が見いだされた場合には、JISCは、必要に応じ、その問題点等の改善などについて国際標準化機関に対して働きかけを行う。

### 【取組方針3】世界で通用する標準専門家の育成

#### (1) 国際標準専門家育成の強化

- JSAは、政府と連携して、国際標準を作成できる人材を養成すべく、企業等の技術者、関係団体の職員に対して、ISO・IECでの標準作成の実務面や国際規格原案作成についての研修を実施する。(「国際標準化戦略目標」における育成目標：3年間で約100人ペース)
- JSAは、政府と連携して、国際会議においてリーダーシップを発揮できる

人材を養成すべく、経験者を集めて必須知識の共有、全体管理・会議進行・意見調整に関する能力の向上、ノウハウに関わる知識の伝授を行うため、OJTを含めた研修を実施する。（「国際標準化戦略目標」における育成目標：3年間で約100人ペース）

## (2) 標準化教育の促進

- JSAは、政府と連携して、標準化に関する理解を高めるため、大学の講座（MOT<sup>1</sup>、MBA<sup>2</sup>等）や企業の教育現場において、広い範囲の若い世代の人材が標準化の基礎を学ぶことを奨励するためのカリキュラム・教材を作成し提供する。
- 企業・大学など民間の当事者は、上記モデル教材等を活用しつつ、標準化教育に係る自主的な取組に努める。

## (3) 顕彰制度の充実

- 政府は、国際標準化活動に取り組む個人・企業・団体に適切な評価とインセンティブを与え、国際標準の重要性に対する認識を高めていくため、現行の経済産業大臣表彰に加えて、国際標準化に極めて顕著な貢献をした者に対する内閣総理大臣表彰の創設を図るとともに、国際標準化活動に寄与している若手専門家等に対する産業技術環境局長賞を創設する。

## 【取組方針4】アジア太平洋地域等における連携強化

- 各国別の投票に基づくISO・IECの国際標準化プロセスの中で、我が国の意見を適切に反映させていくためには、基本的な利害の一致する国・地域との連携を深めていくことが不可欠であり、とりわけ、地理的・経済的に関係の深いアジア太平洋地域との連携が重要である。このため、政府・JISCは、現地・日本の産業界など関係する当事者のニーズを踏まえつつ、アジア太平洋地域における標準化機関との連携強化や、これら機関の活動水準の引き上げを目的とした「アジア・太平洋標準化イニシアチブ」※を策定し、一層の活動強化に努める。

※アジア・太平洋標準化イニシアチブの骨子

I. 国際標準案の共同提案・連携強化

II. 国際標準の適正化

III. 各国標準の国際整合化

IV. 標準化に係る地域会合の活性化

V. キャパシティ・ビルディング活動の戦略的展開

<sup>1</sup> MOT: Management of Technology (技術経営)

<sup>2</sup> MBA: Master of Business Administration (経営学修士)

## 【取組方針5】諸外国の独自標準と技術規制の制定への対応

- 政府は、在外公館等の職員に基準認証に関する基礎知識を身につけるための情報提供・研修の実施や基準認証リエゾンの活用を通じて、諸外国の標準化活動と技術規制についての情報収集能力を高め、関係する当事者との情報共有を図る。
- JSAにおいても、中国を始めとする主要市場における標準化動向や地域標準化機関の政策的動向について一元的に把握し、関係する当事者との情報共有を図る。
- 上記を踏まえ、政府・JISC・国内審議団体は、我が国として各国政府や標準化機関への必要な働きかけや、当該分野での迅速な国際標準の提案などの必要な対応を行う。

## 2. 国際標準化重点テーマ・重点TC/SC選定の基本的な考え方

重点的に推進すべき国際標準化のテーマとそれらに対応する重点TC/SCは、「国際標準化アクションプラン(各論)」において選定し、適宜ローリングしていく。当該重点テーマ選定の基本的な考え方は以下のとおり。

- (1) ライフサイエンス、情報通信、環境・エネルギー、ナノテクノロジー・材料、ものづくり技術等、我が国が重点的に研究開発を推進すべき分野において、研究開発成果を国際標準化することが、我が国の技術的な優位性の確立につながり、グローバル市場の創出・拡大又は国際商取引の円滑化を促進し、我が国産業競争力強化に資する国際標準化のテーマ
- (2) その他、我が国の産業競争力の強化に資するため、我が国の技術、制度等を反映させる国際標準化のテーマ
- (3) 高齢者・障害者対応、消費者保護、基盤的分野等の社会ニーズ(安全・安心)に対応するため、我が国の技術、制度等を反映させる国際標準化であって、波及効果の大きいテーマ

## 3. アクションプランのフォローアップ

- (1) 国際標準化アクションプラン(総論・各論)の実施状況をJISCがフォローアップし、適宜、必要な見直しを行う。
- (2) 時々刻々変化する国際標準化の動向に、JISCとして随時的確に対応することが可能となるよう、JISCと国内審議団体との連携を深め、個別分野の国際標準化活動の状況に関する情報共有を強化する。